

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

第4回会合 議事要旨

1 日 時

平成19年7月27日（金） 9：30～12：00

2 場 所

総務省第1特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）

3 出席者

（1）研究会構成員（敬称略、五十音順）

菅谷実、鳥居昭夫、中村清、新美育文、長谷部恭男、飛田恵理子、舟田正之、山内弘隆、山下東子（9名）

（2）ヒアリング対象者

ジョーンズ・ラング・ラサール（株）：沢柳マネージング・ディレクター
（社）日本ホテル協会：橋本専務理事
全国旅館生活衛生同業組合連合会：工藤常務理事
テレビシステム運営協会：高西会長代行、事務局中川氏
日本放送協会：小林理事、中川理事、今井担当局長、渡辺担当部長

（3）総務省側

小笠原情報通信政策局長、河内審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、
武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、大澤放送政策課課長補佐

4 議 事

（1）開会

（2）議題

- ① NHK、不動産関係等有識者ヒアリング
- ② その他

（3）閉会

5 議事の概要

（本文中の記号の意味は、以下のとおり。）

○…構成員の発言 ●…ヒアリング対象者の発言)

- (1) ジョーンズ・ラング・ラスール(株)からの発表
 - (2) (社)日本ホテル協会及び全国旅館生活衛生同業組合連合会からの発表
 - (3) テレビシステム運営協会からの発表
- (4) (1) (2) (3)に関する質疑応答。

主なやりとりは以下のとおり。

- 会員内で議論された方向づけが、非会員が希望する条件と大幅に違ってきたり、改革の結果、会員と非会員の間で情報の格差や不公平感が生じることが懸念されるため、非会員の割合、状況に関する情報について、得ておく必要があるのではないか。
- テレビシステム運営協会の資料にある利益と受信料の関係について、受信料を入院患者に転嫁しないことを前提とした説明となっているが、入院患者は経済的にもなかなか困難な状況にある方が多く、転嫁は難しいという前提を置いているということか。
- 病院との契約では、設備投資額が大きいため、1契約が5年から7年程度の契約となるが、契約時には受信料をそれほど含まない計算をしている。そのため、病院に対して条件を契約途中で変更することを要望しても、事実上認めてもらえないことがあるというのが、一番大きな理由である。
- テレビシステム運営協会に伺いたいですが、受信契約は地上契約のみか。
- 全会員の契約内容については、確認できていない。病院のベッドサイドの場合、テレビが映る状態であれば、衛星までは期待していない。また、コストの問題や契約期間の関係から今から7年前に設置している衛星の受信できないものもあり、そういったことから、衛星契約の割合は非常に低いのではないかと考えている。
- 大口割引制度について、業界団体で取り纏めを行うメリットは何か。
- 契約作業について、個別企業でバラバラに行われるよりは、少なくとも統一したほうがNHKにもメリットがあり、大口割引を導入すれば、負担割合を上げずに法令遵守できる。

- 今現在は、各社どのような区分で契約しているのか。
 - 各社、病院ごとに契約を行っており、三千何百契約がある。極端なことを言うと、それが1契約にまとめれば、当然、NHKの集金の事務作業もほとんど要らなくなると考えている。
 - 契約自体はそれぞれの事業者が行うが、その間に入って料金回収の代行をするということか。
 - 簡単に言うと、そういうことである。
 - パソコンでテレビが見られるようになり、入院してパソコンを持ち込む人が増えていると思うが、それについて何かご存じか。
 - 我々は、テレビのほかにもベッドサイドに冷蔵庫や金庫などを設置しているが、テレビの視聴から料金を頂いているのみである。その糧を患者が持ち込むパソコンで奪われるのは非常につらいことである。
 - 13ページの考え方（入院患者の受信料免除）のほうが、公平負担という観点からはるかに重要ではないか。
 - 一番、ありがたいのは13ページの考え方である。
- (5) 日本放送協会からの発表
- (6) (5)に関する質疑応答。
主なやりとりは以下のとおり。
- 「実質的負担額の差が最大でも2倍を超えない」とは、どういうことか。
 - 多数契約の場合の負担額について、1契約目は全額いただき、2契約目以降については、何台あっても最大限半額程度にするところが限度であるという観点から半額程度にしていこうというもの。
 - 幾つかの点で推計を利用しているが、この推計の誤差はどの程度に見積

もっているか。

- 1万4,000程度のサンプルで推計を行っているが、この方法であれば、1、2%以下の誤差であるという調査会社の示唆を受けている。
- 回収率が郵送で約10%程度とのことだが、かなりバイアスのかかっているデータなのではないか。
- データに偏りがある場合は、ウェイトバック等をして計算していただいている。
- 事業所の2契約目以降半額程度について補足させていただく。
複数の契約を持っている事業所は、非常に負担が重いと感じている方が多く、負担額を調整する必要があるだろうということで検討を始めているもの。負担額を軽減するとしても、一方で受益に応じた原価を反映すべきという考え方、税金のように所得の再配分機能が求められているという考え方もあるが、受信料は国民全体で広く薄くご負担をいただいてNHKの活動を支えていただくという性格であること、法律で規定している契約義務は基本的に設置ごとに独立しているものといった観点があり、負担額を調整するとしても、契約ごとの負担の格差が2倍を超えることとなると、いかようにでも設定できることにもなりかねないため、契約ごとの格差は2倍を超えないようにしたほうが良いと判断したものの。
- 例えば、Aホテルが100万円の場合に、Bホテルが200万円にならないようにという意味の2倍なのか。
- 最初に設置した契約に関する負担月額と2台目以降の取扱いを変える際には、契約ごとの格差が2倍を超えないというようなメルクマールが何か必要ではないかと考えている。
- イギリスの場合は、15台まで1契約、その後は5台ごとに1契約ということだが、例えば100という数字で計算した場合、NHKは49又は50契約、BBC方式は18契約となるが、イギリスの場合と日本の場合の違いを、どのように説明するか。
- 歴史的経緯によりイギリスは、事業所については敷地で1契約の受信契

約という体系になっており、ホテルはむしろ割増になっている。また、ドイツについては、台数単位で支払ってもらっており、ある程度数が超えると2分の1になるという似たような体系になっている。

- 受信契約の単位等、法体系が異なっているということか。
- イギリスでは、サイトで1つのライセンスが必要であると定められている。
- 事業所における設置台数イコール契約数という考え方が、世帯については貫徹できていないのではないか。
- 台数の正確な把握の困難性の観点から、一つの生活の単位としてのご家庭、住居の中では幾つテレビがあっても1契約ということで、今までは歴史的な中でこのようにさせていただいている。
- 有料老人ホームと学生寮は世帯数に含んでいるということだが、これは老人ホーム1つが1世帯ということか。
- 国勢調査は、1つの施設を1世帯としているが、分母を計算する際には、いずれも、施設に入居している世帯人員を加える形で母数を算出している。学生寮についても同様である。
- 世帯で受信する者の立場としては、受信料収入があまり伸びないといった状況によって、粗製乱造あるいは番組の質の低下につながることはないよう歯止めをかけていく必要があると思っている。
- 現在検討している5カ年経営計画においても、公共放送がなすべき事業の根本は何かという原点で考え、国民の皆様に提供すべきソフト、コンテンツの質、レベルを高めていくことを重点に掲げ、むしろ事業コストをよりかけていこうと考えている。一方で、減収を何でカバーするかについては、経営努力でもってまずコストを下げ、より公平な形をお見せすることによって、一時的に収入が減ったとしても、より皆さんからの支持を得て、契約数や支払者の方を増やしていけると考えている。
- 放送によって届く情報は事業所も世帯も同様であり、事業所と世帯の受

信者に対する割引制度に差をつけるべきではないと考えている。世帯の支払いにおける高額負担の軽減についても考えていただきたい。

- 世帯と事業所の契約については、負担感に差異が生じることのないような設計をしていかなければならないことは当然のこと。現在、1世帯1契約であるが、世帯の中のテレビは、パソコン、携帯、カーナビなどこれらは全部世帯契約の中に入り、かなり増えている。それでも1契約という状態であり、利用頻度からすれば低減化されていると思っている。
- 契約率算出にかかる調査・推計のコストは、どこまでのコストを払うことがコストに見合うと考えているのか。その場合、精度を上げること、あるいは契約率を正確に算出することが目標となるのか、または、全体の受信料収入、あるいは契約率を何らかの金額に換算したものが分母となるのか。
- 現場で契約をいただき、収納いただく率をなるべく上げていくことに、まず一義的にコストをかけるべきである。
支払い者率を把握するために推計を行う必要があるが、相当なコストがかかるため、今は、一義的に問われているさまざまな営業コストを削減して、契約率、支払い者率を上げることにウエートをかけたほうが適切でないかと思っている。
- NHKが以前出した統計では、1つの宿泊施設の平均テレビ設置室数が15室という統計があったと思うが、ホテル協会の統計によると、旅館の客室数が15室、ホテルの客室数は77室となっている。ホテル協会などから見た場合、NHKが使用しているホテル・旅館の母数や統計は、妥当なものか。
- 資料にあるホテル協会会員ホテル数の227施設は、大規模なホテルが入っていることから大きな数字になっている。ホテルの客室数と旅館の客室数を加重平均すると、15室に近い数字になるのではないかと推測している。
- NHKの事業所契約率に関する調査によると、契約対象テレビ設置室数が80万、契約件数が45万、契約率が55.5%となっているが、現在、ホテル・旅館は155万件の客室があり、1台1室とすれば、80万件で

は少なすぎるのではないかと、155万分の45万とすると契約率は約30%前後になるのではないかと考えている。

- NHKでは、大型ホテルだけではなく、旅館、民宿、ペンション、簡易宿泊所を対象に含め、法人・事業所契約実態調査によって推計を行っている。その結果、平均14台を若干切るぐらいの計算になるものであるが、3,000を超えるホテル・旅館を対象に調査・分析したデータであり、それなりに適切なものであると理解している。現在、12月ごろに改めて公表される総務省の事業所・企業統計調査に合わせ、新たに法人・事業所契約実態調査を実施しようと考えており、調査・分析結果により推計した数字を今年度の決算以降に適用したいと考えている。
- ホテル・病院について、おおむねプラスマイナスゼロ、いわゆるリベニュー・ニュートラルになるという推計の詳しい情報をいただきたい。
- ホテルの契約実態は、相当な幅で分布していることは事実であり、今度の見直しによって、全数契約をいただいた上で2契約目以降は半額と置き換えていくことにより、より契約を高めていただける方、既に高い契約をいただいて安くなる方、そこをプラスマイナスすると、ほぼプラスマイナスゼロになると試算している。最終的には、実際の制度が確定した段階の9月に明らかにしたい。
- 一般事業所について、当初は減収となるが、年間一定数の契約が増加することで増収が可能になるということについて、なぜ増収が可能になるのか説明していただきたい。
- 一般事業所は、高い契約率をいただいており、2契約目以降を5割程度とすることによってかなりの減収につながることは覚悟のこと。全国の事業体が常に変動し全部を捕捉できていない状況にあって、5割程度とすることによって、より誘導効果を高めていく中で、当初の減収を先々はカバーしていきたいという狙いを持っている。将来的にはそれらが公平負担につながり、全体として増収につなげていきたいという願望をもっている。
- 2台目以降半額にするという料金体系変更の方針を打ち出した際、負担の帰着は考慮したのか。

- 内部検討の中で、さまざまな検討をして考慮している。
- 法人・事業所契約実態調査の分析精度を向上させるため、サンプル数を増加させるほか、どのようなことを考えているのか。
- 事業所は、移動体ごとに契約が必要なことから、今回の調査では、カーナビなどの移動体のテレビの台数、もしくはワンセグを含めたポータブルテレビの台数をより正確に把握する工夫をしている。
- ワンセグの数は2,000万台、1割としても200万台と大きな数であるが、調査の対象として考えるときにどのように配慮するのか。
- 調査項目にワンセグを含めたポータブルテレビの設置されている部屋を申告するよう記しているが、最終的には自己申告とならざるを得ない。
- NHKには、いわゆる調査権や捜査権がなく、あくまでも自主的に申告をいただく中での調査である。そこで、多少のバイアスが出てしまうのはやむを得ないと考えている。
- 予測としては、かなりの母数が増えるのではないか。
- 部屋として1つのテレビがあった上で、ワンセグのついた携帯電話を従業員に貸し与える、もしくは、補完的にパソコンを置くということであれば、契約対象としては1であり、ワンセグのみの契約対象はそれほど多くないのではないかと考えている。
- BBCの場合、2000年に調査方法を変えた際、約53万契約が増加しており、そういう単位の数で変化が起きるのではないかと感じている。
- ご指摘のとおり、一定の変化は出る。ただ、ワンセグ携帯が私物であれば世帯契約の中に入ってしまうため、そのような仕掛けを行うことは厳密な作業が要り、そこでいろんな意味でのバイアスがかかってしまう危険性は、リスクとして覚悟しなければいけないと思っている。
- 事業所を対象とした調査と世帯を対象とした調査とを比較した場合、方法のきめ細かさが大分異なっている。また、同じ世帯調査でも平成14年

が郵送で10.3%、平成18年が約30%と変動してしまったことについて、信頼性を危惧しなければならないが、これらは異なる調査機関に依頼したのか。

- 分析は全て同一の機関が行っている。調査方法は異なり、事業所の場合はNHKの調査であることを明らかにし、個人の場合はNHKであるということを明らかにすると回答をいただけない場合があるため、一般の調査会社のオムニバス調査によって行っている。
- 平成18年の30%という数字は、ネットと郵送の平均値であると思われるが、郵送の場合は何%だったか。
- 数値を持ち合わせていないため、必要であれば後ほど対応したい。
- 約150万室というのは狭い意味でのホテル・旅館に限った室数であり、さらに細かいペンションなどに範囲を広げた場合、当然母数はさらに膨らむこととなり、契約率はさらに低い値となってしまうのではないかと。
また、非常に規模の大きなホテルの契約率が58%程度ということだが、規模が小さければ小さいほど低いと考えられ、実態としては五十数%よりかなり低い数字となるのではないかと。
- 155万室は、衛生管理営業報告として保健所に届けられているもので、企業の保養所や共済組合の宿泊所などについても含まれている。一方80万室は、事業所・企業統計調査の分類に従って分析しているものであり、この中のホテル、旅館という区分には企業の保養所や共済組合の宿泊所が含まれない。元々の統計調査の対象が違っていることを理解いただきたい。
- 旅館営業、ホテル営業の許可を取得して営業する以上は保健所に届出の義務があり、155万室というのは、厚生労働省が把握している正確な数字であり、信憑性が高い実数に近い数字であると思う。
- ホテル・旅館については、NHKの集計の中で多少少ないカウントをしていたとしても、その他の保養所等は何らかのくりにカウントしているということであり、契約対象から除去しているというものではない。整理の問題ということ。より正確なものがあれば、それに基づくことはやぶさかではないが、現場での契約活動の中で捕捉しているものであることは誤

解なきようお願いしたい。

- 厚生労働省の統計を使えない理由として、資料では、企業の保養所等がこの統計に含まれることを挙げているが、事業所を3区分に分けて推計を行っている趣旨がホテルや病院はその他の事業所よりも多くのテレビが設置されていることであるならば、むしろ企業の保養所等を「ホテル・旅館」のくくりに入れるほうが妥当という考え方もあるのではないか。
- 契約をいただくことによって分子に登録する場合、企業の保養所等は一般の企業として区分している。また、分母となる調査を行う場合、企業に対し保養所を含めた台数調査を行っており、分子と分母を整合させるため整理としては一般事業所としている。
- 厚生労働省の統計は、旅館業法に基づく許可を受けている施設の数であるが、この業法の対象は、衛生上の維持管理責任が経営者にあるのか、又は生活している側にあるのかといったところを判断の基準としているようであり、ウィークリーマンションや学生寮などでこの統計に含まれる施設は極めて限定的とも考えられるがどうか。
- 厚生労働省に実態を伺ったが明確な回答は得られず、届出があればホテルに含まれると教えていただいた。現状では具体的な資料がなく、仮に施設数が判明しても、部屋数はまた別途調査等が必要かと思っている。
- 事務局の問題意識を補足させていただくと、厚生労働省の統計155万室とNHKが相当程度のサンプリング調査によって推計する80万室、1ホテルあたり平均設置室数14台というものに差がありすぎることであるが、調査に要するコストを減らし、公的統計が利用できるものはできるだけ利用すべきではないかといった観点から、NHKが行っている実態調査のサンプル数を増やして80万室を修正するためにコストをかけるのか、あるいは、厚生労働省の155万室という統計を利用して、統計とのズレを多少推計することにより修正するのかといった場合に、厚生労働省の公的統計を利用する方法もあるのではないかということで問題提起させていただいているもの。
- 世帯数の推計にあたっては、社会的に理解の得やすいデータの採用と、独自の調査コストを削減していく努力が必要であり、利用できるデータは

積極的に活用すべき。

- NHKとしては、全て公的データを基に算出している。155万と80万については、全て公的データの差異がそのようになっているということで、我々はすべて公的データを基にしている。自主データというのは、埋められないところを埋めざるを得ないためやむを得ず使用しているのであって、自主調査をあえて意図的に行っているのではなく、やらざるを得ないということは理解いただきたい。

(7) その他

次回会合（第5回会合）は、論点整理を行うこととした。